公　告

諸　事　項

工場財団

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号虎ノ門タワーズオフィス**合同会社ＮＲＥ―04インベストメント**の工場財団に青森県上北郡七戸町字卒古沢１番地５七戸北太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成 30 年 3 月 23 日
青森地方法務局十和田支局

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号虎ノ門タワーズオフィス**合同会社ＮＲＥ―13インベストメント**の工場財団に青森県上北郡七戸町字榎林古屋敷39番地９榎林太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成 30 年 3 月 23 日
青森地方法務局十和田支局

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号虎ノ門タワーズオフィス**合同会社ＮＲＥ―15インベストメント**の工場財団に青森県上北郡野辺地町字松ノ木113番地11野辺地太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成 30 年 3 月 23 日
青森地方法務局十和田支局

福島県郡山市喜久田町卸三丁目27番２号**合同会社富岡杉内ソーラー**の双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原134番地富岡杉内太陽光発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成 30 年 3 月 23 日
福島地方法務局富岡出張所

佐賀市久保田町大字徳万935番地１**株式会社ＲＯＵＴＥ76**の佐賀県唐津市呼子町呼子字長沙子2531番１海の見える丘発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成 30 年 3 月 23 日
佐賀地方法務局唐津支局

群馬県高崎市西横手町111番地**ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社**の工場財団に大分県中津市伊藤田4200番地ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社大分工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成 30 年 3 月 23 日
大分地方法務局中津支局

有権者申出方

元当局所属公証人廣瀬勝人の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。
平成 30 年 3 月 23 日　大阪法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成30年３月13日から３か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。
平成 30 年 3 月 23 日
札幌法務局長　鎌倉　克彦
記
氏名　柴田　義春
所属する土地家屋調査士会　札幌土地家屋調査士会
登録番号　札幌第873号
事務所の所在地　札幌市中央区南22条西８丁目１番３号
違反行為　他人による業務の取扱い、本人確認及び登記申請意思確認義務違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年 3 月 23 日
関東地方整備局長　泊　　宏
１　処分をした年月日　平成30年２月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニックＥＳファシリティエンジニアリング株式会社　宗田　順一　群馬県前橋市古市町１―50―14　国土交通大臣許可（般・特―27）第2280号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年１月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年 3 月 23 日
関東地方整備局長　泊　　宏
１　処分をした年月日　平成30年２月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＭＨＰＳエンジニアリング株式会社　北　　良之　神奈川県横浜市中区錦町12　国土交通大臣許可（般・特―27）第25931号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・れんが・ブロツク工事業及び熱絶縁工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年１月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年 3 月 23 日
関東地方整備局長　泊　　宏
１　処分をした年月日　平成30年２月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ハイトスコーポレーション株式会社　藤原　修司　東京都中央区京橋１－８－７　国土交通大臣許可(般・特―26)第20734号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年１月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年 3 月 23 日
関東地方整備局長　泊　　宏
１　処分をした年月日　平成30年２月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　御園興業株式会社　御園　英男　東京都足立区神明３－１－13　国土交通大臣許可（特―27）第26172号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年２月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２９年（家）第４０１２８号
長野県塩尻市大門七番町３番３号
申立人　塩尻市長　小口　利幸
本籍熊本県玉名郡長洲町大字永塩134番地、最後の住所長野県松本市波田6857番地温心寮、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日平成27年12月18日、出生の場所熊本県玉名郡八幡村、出生年月日昭和16年３月15日、職業無職
被相続人　亡　浦**塘**　直行
事務所長野県松本市北深志１丁目９番27号新町ビル２階
相続財産管理人　司法書士　飯島　　勧
長野家庭裁判所松本支部